

バーゼル2.5の概要

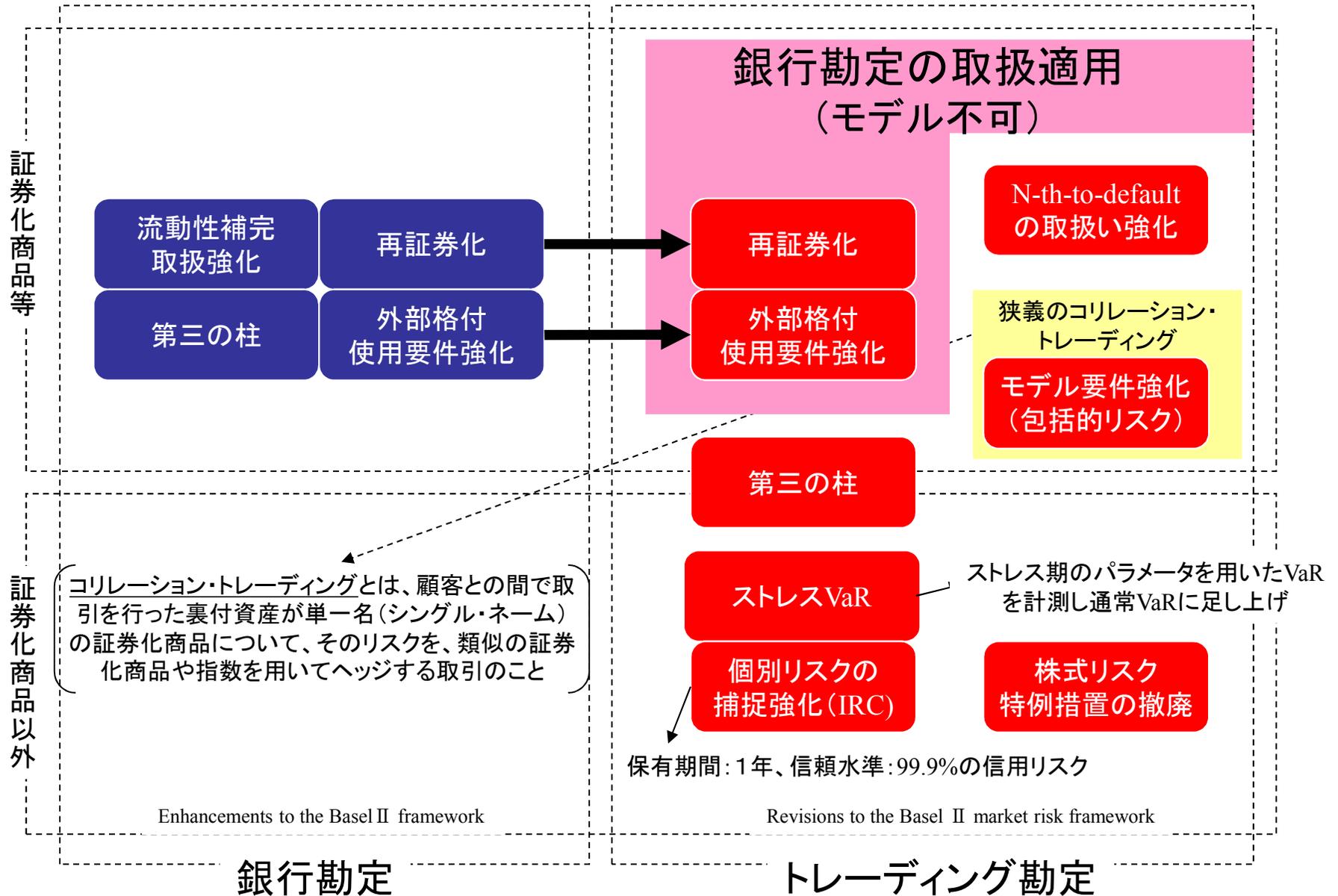
<背景>

- サブプライム問題に端を発する金融危機への当面の対処として、銀行勘定の証券化商品の取扱い及びトレーディング勘定の取扱いを強化。
(2009年7月公表、2011年末より実施)

<ポイント>

- 証券化商品の取扱い強化
 - ✓ 再証券化商品のリスク・ウェイト引上げ
 - ✓ 外部格付使用に係るモニタリング要件の導入
- トレーディング勘定の取扱い強化
 - ✓ ストレスVaRに係る追加資本賦課
 - ✓ 追加的リスク(信用リスク)に係る追加資本賦課
 - ✓ 証券化商品につき原則銀行勘定と同様の取扱いを適用
- 上記に係る開示の強化

バーゼル2枠組み強化文書(バーゼル2.5)の大枠



再証券化エクスポージャーの定義

再証券化エクスポージャーとは(枠組強化文書541 i)

…裏付資産に一つ以上の証券化エクスポージャーを含む証券化エクスポージャー

⇒ 一次証券化エクスポージャーに対して約1.1~3.5倍のリスク・ウエイト

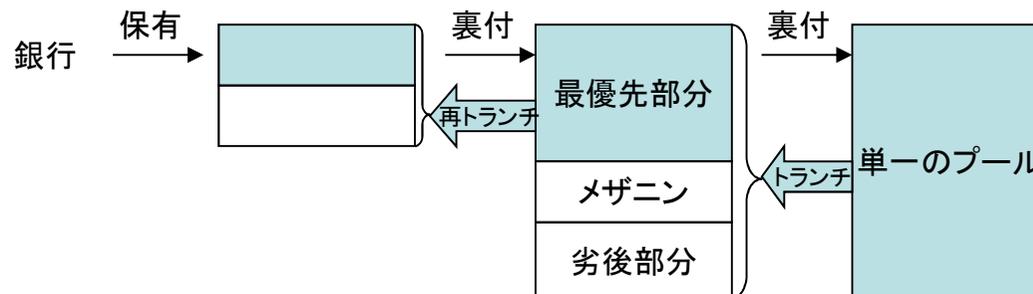
⇒ 再証券化商品となるか否かにつき不確実性がある場合には、経済実態を勘案しつつ、当局が判断

告示

経済実態を考慮して、形式的に再トランシングを行っているにすぎないと整理できる証券化商品(具体的には下記①②)については、厳格なモニタリング要件を課した上で、再証券化エクスポージャーに該当しないものとする。

具体例①

裏付資産が単一の証券化商品で、再トランシングの前後でリスク特性が変化しないもの



再証券化エクスポージャーに該当しない
⇒2回目は、形式的に優先劣後構造に切り分けているため、1次証券化商品とリスク特性は変わらない。

具体例②

政府関係機関等により、中小企業に対する金融円滑化を主たる目的として行われている証券化取引にかかる証券化商品

⇒ 日本政策金融公庫(旧中小公庫)のシンセティック型CLO等を想定。

再証券化エクスポージャーの取扱い(標準的手法)

格付 長期/短期	証券化エクスポージャー		再証券化エクスポージャー	
	オリジネーター	投資家	オリジネーター	投資家
AAA to AA- /A1	20%		40%	
A+ to A- /A2	50%		100%	
BBB+ to BBB- /A3	100%		225%	
BB+ to BB-	自己資本控除	350%	自己資本控除	650%
B+以下 /A3未満	自己資本控除		自己資本控除	
無格付	自己資本控除		自己資本控除	

再証券化エクスポージャーの取扱い(内部格付手法)

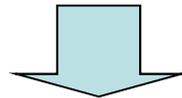
格付 長期/短期	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー	
	優先ランシエ	基本	低分散ランシエ	優先ランシエ	それ以外
AAA/A1	7%	12%	20%	20%	30%
AA	8%	15%	25%	25%	40%
A+	10%	18%	35%	35%	50%
A/A2	12%	20%	35%	40%	65%
A-	20%	35%		60%	100%
BBB+	35%	50%		100%	150%
BBB/A3	60%	75%		150%	225%
BBB-	100%			200%	350%
BB+	250%			300%	500%
BB	425%			500%	650%
BB-	650%			750%	850%
B+以下/A3 未満	自己資本控除			自己資本控除	
無格付	自己資本控除			自己資本控除	

外部格付使用に係るモニタリング要件

外部格付の利用に際するモニタリング要件の強化（枠組強化文書565(ii)～565(iv)）

⇒ モニタリング要件を満たさない証券化エクスポージャーは自己資本控除

- 個々の証券化エクスポージャーのリスク特性と、当該証券化エクスポージャーの裏付資産プールのリスク特性につき、常時包括的に理解していなければならない。
- 裏付資産プールのパフォーマンス情報を、常時かつ時宜的(timely)に入手可能でなければならない。
※エクスポージャーの種類、延滞債権の割合、デフォルト率、期限前返済率、平均信用スコア又は他の信用力を表す指標、平均LTV(Loan-To-Value)比率など
- 証券化取引の仕組み上の特徴をよく理解しなければならない。
※契約上の支払い構造、信用補完、流動性補完、支払い、トリガー、デフォルト定義など



告示

- 各金融機関がモニタリング体制を整備することを告示上の要件とする。

※整備すべきモニタリング体制の具体的な目線については、モニタリングすべき項目として、日本証券業協会が策定した標準レポートパッケージ(SIRP)を告示Q&Aの中で例示。

トレーディング勘定の枠組みの強化

今般の危機の主要因となったトレーディング勘定の取扱いを以下のとおり強化。

1. ストレスのかかったVaR(ストレスVaR)の導入

- 内部モデルにより所要自己資本を計測している銀行は、新たに、ストレス時(※)のデータを用いたValue-at-Risk(VaR)を計測し、現在計測しているVaRに上乘せ。当該リスクに対する自己資本を賦課。

※バーゼル委の合意文書では、金融危機が発生した2007 - 2008年を例示

2. 追加的リスク(IRC)に係る自己資本賦課

- 内部モデルにより個別リスクの所要自己資本を計測している銀行は、新たに、債券等にかかる追加的リスク(デフォルト・リスク等の信用リスク)を計測し、当該リスクに対する自己資本を賦課。

3. 証券化商品の取扱いの強化

- トレーディング勘定で保有する証券化商品について、原則として銀行勘定に準じる取扱い(外部格付に応じた自己資本賦課)を導入。

バーゼル2.5によるトレーディング勘定の問題への対処

内部モデル (VaR) 方式

銀行勘定に比べ過小資本

ストレス時のデータを用いたVaR (ストレスVaR) を導入。同リスクに対する追加資本賦課。

市場の不安定化 (ボラティリティの拡大) に対応できず

信用リスクを有する商品につき、信頼水準99.9%、保有期間1年相当の、デフォルト・リスク及び格付遷移リスク (= 追加的リスク (IRC)) を捕捉。

信用リスク (デフォルト・リスク) が十分に捕捉されず

証券化商品のうちコリレーション・トレーディングに該当する取引について、あらゆる価格変動リスク (包括的リスク (CRM)) を捕捉。

共通事項

証券化商品の不十分なリスク捕捉

コリレーション・トレーディングに当たらない証券化商品につき、原則として、銀行勘定と同様の保守的な取扱い (外部格付に応じたリスク・ウェイトの使用) を適用。

金融商品の流動性低下 (特に証券化商品)

流動性が低く、公正価値評価の不確実性が高い金融商品につき、保守的な調整の必要性を金融機関が検討することを明示。

流動性の低下に伴い公正価値評価の不確実性が増大

標準的方式

株式市場の混乱による株価リスクの増大

株式の個別リスク (個別株式固有のリスク) 計測時のリスク・ウェイトの例外規定を撤廃。